

医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書

- ① 「2021年度流山市医療的ケアの必要な児童の公立保育所への入所に関するご案内」をよく読み、理解しました。
- ② 医療的ケアを行う看護師等が勤務できない場合、または保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができない場合があることを了承します。
- ③ 保育所等が必要と認める場合、保護者等の費用負担で主治医等を受診することを了承します。
- ④ 医療的ケアに必要な器具、消耗品等は保護者が準備し、使用したものは持ち帰ります。
- ⑤ 児童の症状に急変が生じ、緊急事態と保育所等が判断した場合、保護者への連絡と並行し、かかりつけの病院へ搬送し、受診または治療が行われることがあります。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担となることを了承します。
- ⑥ 栄養チューブや気管カニューレの交換は、保護者等が自己の責任の下、自宅や受診時に行います。
- ⑦ 災害時対策として1日分の食事（栄養剤）を預けます。
- ⑧ 児童の病態の変化、保育所等の人員、施設又は設備の状況により、当該保育所での児童の受け入れができなくなる場合があることを了承します。
- ⑨ 主治医からの主治医意見書、医療的ケア指示書の内容を保育所の園医及び関係職員が情報共有することを了承します。
- ⑩ 体調不良時や緊急時には保護者に連絡を取るため、必ず連絡が取れるようにします。
- ⑪ その他、追加で協議が必要となった場合は保育所と保護者間で協議し取り決めを行い、取り決めた事項について順守します。

(裏面につづく)

流山市長 宛

確認事項について、全て同意の上で申込します。

令和 年 月 日

保護者署名